

2025年度版

経営革新



中小企業・小規模事業者のための「経営革新支援制度」のご案内



大分県

経営革新にチャレンジする中小企業・小規模事業者の方を支援します

「経営革新」 とは



●「経営革新」とは、

①「**新たな事業活動**」を行うことにより、

②「**経営を相当程度向上させること**」と法律で定められています。

経営革新を図るための3～5年間の経営計画（ビジネスプラン）

のことを「経営革新計画」と言います。

●県では、法律に基づき、中小企業・小規模事業者（以下「特定事業者」）が作成した経営革新計画を承認しています。

●県制度資金の低利融資や販路開拓の補助金などの各種支援策によって、**承認された経営革新計画の実行**を支援します。

1 「新たな事業活動」とは

次の6つのことをいいます。

01

新商品の開発又は生産

02

新役務（サービス）の開発
又は提供

03

商品の新たな生産又は
販売の方式の導入

04

役務（サービス）の新たな
提供の方式の導入

05

技術に関する研究開発
及びその成果の利用

06

その他の新たな事業活動

※「新たな事業活動」は、「自社にとっての新たな取り組み」であり、「既に同業他社（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）において相当程度普及している技術・方式等の導入ではない」ことが必要です。

2

「経営の相当程度の向上」とは

次の2つの指標が経営革新計画終了時（3～5年後）に下表のとおり向上することをいいます。

1 「付加価値額」または「一人あたり付加価値額」の伸び率

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

2 「給与支給総額」の伸び率

$$\text{給与支給総額} = \text{役員報酬} + \text{給料} + \text{賃金} + \text{賞与} + \text{各種手当}$$

(ただし、福利厚生費、退職手当は含まず)

(個人事業主の場合は、給与賃金 + 専従者給与 + 青色申告特別控除前の所得金額)

計画終了時	「付加価値額」または 「一人あたり付加価値額」	「給与支給総額」
3年計画の場合	9%以上向上	4.5%以上向上
4年計画の場合	12%以上向上	6%以上向上
5年計画の場合	15%以上向上	7.5%以上向上

3

「経営革新計画の承認」を受けるとのポイント



「新たな事業活動」に同業他社と比較した場合の
優位性、差別化要素、独自のノウハウなどがあるか？



売上・利益計画の**算定方法**やその**根拠**が適切か？

- ・ 資金調達や売上高、売上原価などの見込みは実現性が高いか？
- ・ 売上高の算出にあたり、当該商品等の市場性を確認しているか？



構想、アイデア段階ではなく、誰に何をどうやって販売するか、誰がいつまでになにをやるかという**具体的なスケジュール**に落とし込んでいるか？



経営革新計画の承認・フォ

\ STEP /

1

申請対象者

- ・ 本社所在地が大分県内である「特定事業者等（グループ、組合含む）」
※ 申請対象者要件の詳細については、大分県庁HPをご覧ください。



\ STEP /

2

経営革新計画の作成（支援機関等による計画作成サポート）

- ・ 特定事業者等が新たな事業活動を行うことにより、経営が相当程度向上するような経営革新計画を作成します。

経営革新計画の構成

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 経営革新事業の内容（ストーリー） | ② 行動計画（実施項目、実施時期等） |
| ③ 経営（売上・利益）計画及び資金計画 | ④ 設備投資・運転資金計画など |

- ・ 作成にあたっては後述の「経営革新計画作成支援機関等（P10 参照）」によるサポートを受けてください。

支援機関等のサポートを受けて作成した経営革新計画書の内容について、県担当者がヒアリングを行います。
これを受けて、支援機関とともに計画書をブラッシュアップして、県に提出します。



\ STEP /

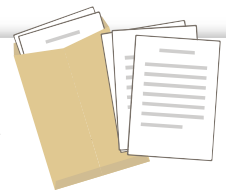
3

経営革新計画承認申請書の提出

- ・ 提出書類は下記のとおりです。

- | | | |
|------------------------|---|--------------------------|
| ① 経営革新計画申請書
・ 別表1～7 | ② サマリー・会社概要 | ③ 誓約書 |
| ④ 直近3期分の決算書 | ⑤ ・ 法人の場合：
履歴事項全部証明書の写し
・ 個人事業主の場合：
住民票の写し | ⑥ 定款の写し
（※個人事業主の場合不要） |

経営革新計画の申請から承認まで、概ね1～2ヶ月かかりますので、支援機関への相談はできるだけ早めをお願いします。



ローアップまでの流れ

\ STEP /

4

経営革新計画検討会（プレゼンテーション）

- ・毎月末に開催します。
- ・原則として、前月末の受付分までが対象になります。
(例：7月末申請・受付→8月検討会)



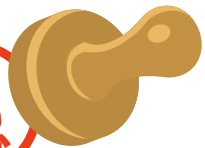
\ STEP /

5

県知事承認の可否決定

承認の場合

承認



\ STEP /

6

補助金・融資などの支援措置

- ・別途申請を行い、担当機関ごとの審査を受ける必要があります。

\ STEP /

7

実施状況調査等も含めたフォローアップ

- ・計画実施中に、県及び支援機関等が計画の円滑な実施についてアドバイスを行います。
- ・計画承認から計画終了までの各期ごとに決算書及びアンケートの提出をお願いしています。

- 申請書の書き方や必要書類など上記に関する詳細を記載した「経営革新計画作成の手引き」や申請書様式のダウンロードについては、大分県庁ホームページをご覧ください。

◎県庁ホームページのトップページ上部の

分類でさがす

しごと・産業

経営・金融

経営・創業支援

経営革新支援制度の概要



経営革新計画に係る支援策

- 経営革新計画の承認を受けると、以下の支援策がご利用になれます。
- ただし、支援策を受ける場合は、**経営革新計画の承認とは別に県や金融機関等の審査を受けていただく必要があります**（経営革新計画の承認は、支援策が受けられることを保証するものではありません）。
- また、支援策のうち低利融資制度の利用を希望される場合は、**経営革新計画の作成と平行して金融機関に相談**しておいてください（経営革新計画承認申請時のヒアリングにおいて、金融機関との相談状況についてお聞きします）。

1 経営革新加速化支援事業費補助金

- 承認を受けた経営革新計画に従って実施する事業のうち、



に係る経費の一部を補助します。
 詳細は経営創造・金融課までお問い合わせください。※1

<一般枠> (通常枠)

補助率 **1/2** 上限額 **150万円**

<一般枠> (賃上げ枠)

補助率 **2/3** 上限額 **200万円**

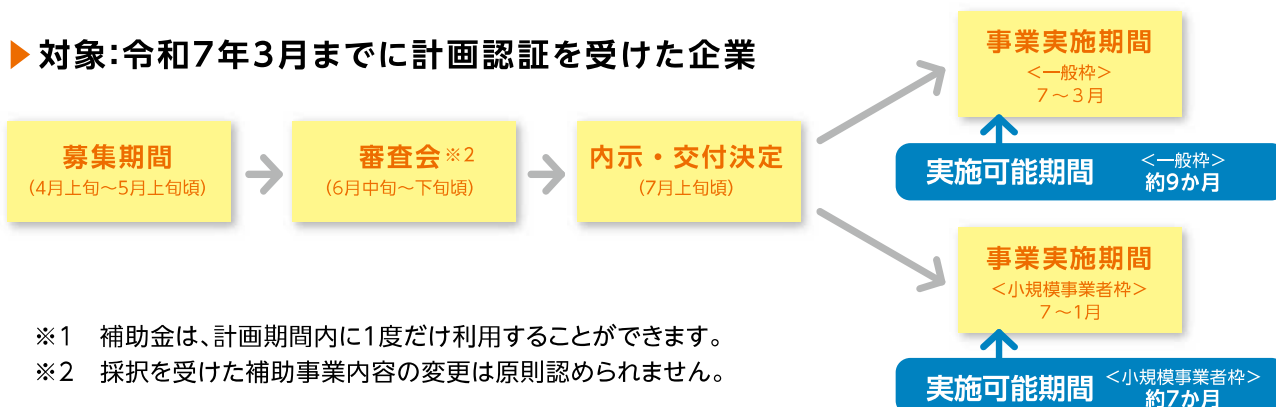
<小規模事業者枠>

補助率 **2/3** 上限額 **100万円**

注1) 小規模事業者が<一般枠> (通常枠・賃上げ枠)へ応募することも可。注2) 小規模事業者については賃上げ枠で不採択となった場合でも小規模事業者枠にて再審査します。注3) 補助対象経費には消費税及び振込手数料は含まれません。

補助金の申請・交付の流れ

▶ 対象: 令和7年3月までに計画認証を受けた企業



- ※1 補助金は、計画期間内に1度だけ利用することができます。
- ※2 採択を受けた補助事業内容の変更は原則認められません。

補助対象経費

1 販路開拓事業

- 展示会への出展に係る経費(出展料、ブース整備費、旅費 等)
- 広告ツールの作成に係る経費(パンフレット、ホームページ、動画制作 等)
- 広告宣伝に係る経費(新聞・雑誌・TV・ネット等の広告掲載費、DM送料 等)
- 新商品の市場動向等の調査(マーケティング調査)を専門家に依頼する経費(謝金、旅費、会場借料 等)
- クラウドファンディングにおける投資型ファンド組成に係る経費(監査費用、PR用ホームページ作成等の費用 等)



2 商品等改良事業

- 新商品そのものの改良に係る経費(原材料費、検査・分析料、外注費 等)
- 新商品の魅力アップに係る経費(パッケージ、化粧箱、ラベル等のデザイン費 等)

3 生産性向上事業

- 生産工程の改善やサービス力の強化を目的とするセミナーに係る経費(謝金、旅費、会場借料、研修費 等)
- 先進的な機械装置等(システム含む)の試用に係る経費(レンタル料 等)

4 シェアリングエコノミー推進事業

- シェアリングエコノミー事業に係る経費(機器等のレンタル料、ホームページ 等)

上記経費(ソフト経費)に加え、各事業に係る機械装置等購入費も対象(一般枠は補助限度額100万円)

活用例① 〈一般枠〉

販路開拓事業及び商品等改良事業

(補助対象経費 合計300万円→補助金額150万円(1/2))

▶ 販路開拓事業

展示会出展料	400,000 円
展示会交通費(旅費)	200,000 円
リーフレット作成費	300,000 円
雑誌広告掲載費	500,000 円
ホームページ作成費	800,000 円

補助対象経費 計 2,200,000 円

▶ 商品等改良事業

商品改良費(デザイン料) 800,000 円

補助対象経費 計 800,000 円

合計 3,000,000 円

活用例② 〈小規模事業者枠〉

販路開拓事業及び生産性向上事業

(補助対象経費 合計150万円→補助金額100万円(2/3))

▶ 販路開拓事業

マーケティングに係る 研修5回	250,000 円
研修に係る講師謝金	100,000 円

補助対象経費 計 350,000 円

▶ 生産性向上事業

急速冷凍庫の購入 (経営革新計画の新商品に係るもの)	1,150,000 円
-------------------------------	-------------

補助対象経費 計 1,150,000 円

合計 1,500,000 円

2

大分県制度資金 (チャレンジ中小企業応援資金 (経営革新特別融資))

承認を受けた経営革新計画に対する低利融資の融資条件は以下のとおりです。

- ◆ 融資限度額 : 2億8,000万円
- ◆ 利率 : 年 1.8 ~ 2.4% (別途年 0.2%の保証料要)
- ◆ 融資期間 : 運転資金 10年以内 (うち据置期間1年以内)
: 設備資金 15年以内 (うち据置期間1年以内)

※保証人は、必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。担保は必要に応じて徴求。

県制度資金のお申し込み窓口は県内に本店がある金融機関及び商工中金大分支店、北九州銀行、伊予銀行です (経営革新計画の承認とは別に金融機関へのお申し込みが必要です)。

3

日本政策金融公庫 (中小企業事業 国民生活事業) による融資

承認を受けた経営革新計画に対する「新事業活動促進資金」による融資です。詳しくは下記にお問い合わせください。

経営革新計画の承認とは別に公庫へのお申し込みが必要です。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫 大分支店 中小企業事業 電話 097-532-4106
日本政策金融公庫 大分支店 国民生活事業 電話 0570-095575 (ナビダイヤル)
日本政策金融公庫 別府支店 国民生活事業 電話 0570-095765 (ナビダイヤル)

4

特許関係料金の減免

中小企業者が2019年4月1日以降に審査請求を行う場合、特許料等の減免(1/2に軽減)対象となります。また、中小スタートアップ企業、小規模企業の場合は更に負担軽減(1/3に軽減)となります。

※2024年4月1日以降に審査請求した出願における審査請求料の減免申請に対して、一部件数制限があります。

お問い合わせ先

九州経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 知的財産室 電話 092-482-5463

5

ハンズオン支援事業 (テストマーケティング)

優れた新商品 (新製品・新技術・新サービス) を持つ企業のマーケティング企画の策定及び首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動を支援します。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構九州本部 企業支援課 電話 092-263-0300

6

他に信用保証の特例や海外展開に伴う資金調達の支援措置などがあります。

※各種支援策は、今後、変更となる可能性があります。詳細は個別にお問い合わせください。

大分県経営革新承認企業紹介ページの案内

ホームページ URL

<https://a02cba04.viewer.kintoneapp.com/public/shouninkigyousyokai>

経営創造・金融課が実施する経営革新計画承認について、承認計画を広くメディア・県民他の県内事業者の方に知っていただくべく上記ページを毎月更新しております。
令和6年4月からはじめた取組で、従前は1社毎にPDFを掲載していたものです。
今回の改修で以下の機能を持つことになりましたので、ご案内いたします。

🔍 検索機能

🔗 URL リンク

📱 SNS 共有機能

異業種の経営革新計画から生まれるアイデアもあると思いますので、是非アクセスください。



経営革新の承認事例

大分県知事承認 中小企業経営革新計画事例集

令和5年8月承認

企業名/屋号名

株式会社 AsoraA

📍 大分県国東市安岐町下原541番地98

☎ 0978-67-0008

🌐 <https://asoracleaning.jp/>



テーマ

エアコンクリーニングスクール開業

概要

国東市の自社敷地に、クリーニング現場を再現した研修施設を開設いたしました。通常エアコンは20台以上、業務用エアコンは5台以上配備。高所設置、壁際配置と現場の再現にこだわってます。当スクールが、エアコンクリーニングのスキルアップを支援します！

【利用者イメージ】

- 新規開業を目指している。スタート前の不安を払拭したい
- 独立・開業したが、現場で戸惑う事も多い。技術を磨きたい
- クリーニング事業の拡大を目指している。専門性を高めたい
- 自社スタッフに技術研修を行いたいが、環境や時間、人手がない



支援機関:国東市商工会 安岐支所

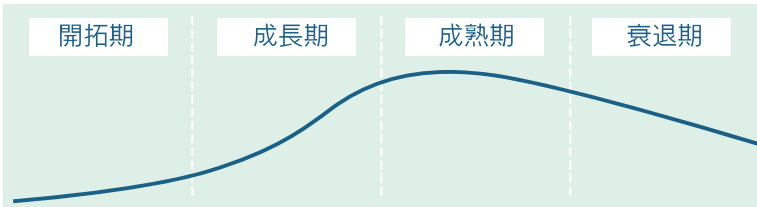
大分県商工観光労働部経営創造・金融課

経営革新の必要性

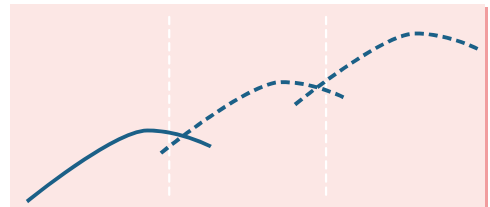
事業にはライフサイクルがあり、成長期を経て衰退期へと向かいます。なぜなら、その事業が技術革新や消費者嗜好の変化、社会構造の変化、価値観の多様化といった外部環境の変化に対応できなくなるためです。

企業のさらなる成長のためには、新たな事業活動（新製品の開発や新市場への進出などの取り組み）が求められます。

〈事業のライフサイクル〉



〈新たな事業活動に取り組んだ場合〉



経営目標・経営革新計画の重要性

経営目標を定め、それを達成するための問題点、課題を整理し、その課題を解決するための経営計画を作成することは、企業経営においてとても重要です。

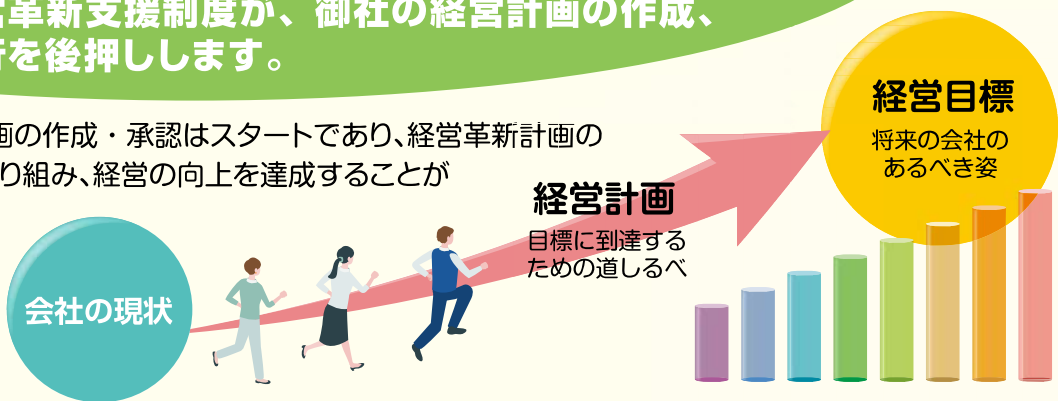
事業実施のための具体的なスケジュールや売上・利益計画、資金計画を作成することで、いつまでに、誰が、何をやるのかが明確になり、目標の達成可能性はぐっと高まります。

また、経営計画は、ステークホルダー（取引先や金融機関、従業員など御社の利害関係者）に御社への信頼性を高めてもらうためにも有用です。



経営革新支援制度が、御社の経営計画の作成、実行を後押しします。

経営革新計画の作成・承認はスタートであり、経営革新計画の実行、改善に取り組み、経営の向上を達成することがゴールです。



利用者の声

- 経営目標、経営計画を立てる方法がわかった。
- 計画作成の支援やアドバイスを受けたことで、自社の現状や課題が明確になった。現状の問題点の整理、見える化ができた。
- 計画を作成し、承認を受けたことで、経営陣、従業員ともに今後の方向性について意思統一できた。
- 補助金を販売促進、展示会出展に活用できた。
- 低利・長期融資が受けられ、設備投資を行えた。
- 知名度・信用力が向上し、宣伝・営業が行いやすくなった。
- 付加価値の高い商品・サービスを考える契機になった。

現状の問題点の整理、見える化が実現できた！



経営革新計画作成支援機関等



経営革新計画作成にあたっては、下記の支援機関等によるサポートを受けてください。なお、ヒアリング時には支援機関の担当者の同席が必要です。

□大分商工会議所

大分市金池町2丁目3番4号九電大分ビル2階
097-536-3131

□別府商工会議所

別府市中央町 7-8
0977-25-3311

□中津商工会議所

中津市殿町 1383-1
0979-22-2250

□日田商工会議所

日田市三本松 2 丁目 2-16
0973-22-3184

□佐伯商工会議所

佐伯市向島 1 丁目 10-1
0972-22-1550

□臼杵商工会議所

臼杵市大字臼杵字洲崎 72-126
0972-63-8811

□津久見商工会議所

津久見市港町 1-21
0972-82-5111

□竹田商工会議所

竹田市大字竹田 1920-1
0974-63-3161

□豊後高田商工会議所

豊後高田市新町 986-2
0978-22-2412

□宇佐商工会議所

宇佐市辛島 198-2
0978-33-3433

□大分県商工会連合会

大分市金池町 3 丁目 1-64(大分県中小企業会館内)
097-534-9507

□大分県中小企業団体中央会

大分市金池町 3 丁目 1-64(大分県中小企業会館内)
097-536-6331

□公益財団法人大分県産業創造機構

大分市東春日町 17-20 ソフトパークセンタービル内
097-537-9111

□最寄りの商工会

□認定経営革新等支援機関

※詳しくは九州経済産業局ホームページをご覧ください。

□中小企業診断士など経営革新計画作成支援が可能であると客観的に認められる者

※詳しくは経営創造・金融課までお問い合わせください。



まずは支援機関に
ご相談ください。



県や国、市町村等では、「経営革新支援制度」以外にも様々な中小企業等支援施策を行っています。
詳しくは、下記ウェブサイトをご覧ください。

おおいた中小企業支援ポータル

県内の補助金・融資制度、セミナー開催情報等をスマホで簡単に検索できます。

おおいた中小企業支援ポータル oita-chusho.jp



中小企業・小規模事業者のための施策検索システム「ミラサポplus」

国・都道府県・市町村が実施する施策を、目的・分野・対象者などに応じて検索できます。

URL
<http://www.mirasapo.jp/>



大分県商工観光労働部経営創造・金融課
大分市大手町3丁目1番1号 ☎097-506-3223

令和7年3月発行

大分県庁ホームページ
<http://www.pref.oita.jp/>

◎県庁ホームページのトップページ上部の



分類でさがす →

しごと・産業 →

経営・金融 →

経営・創業支援 →

経営革新支援制度の概要